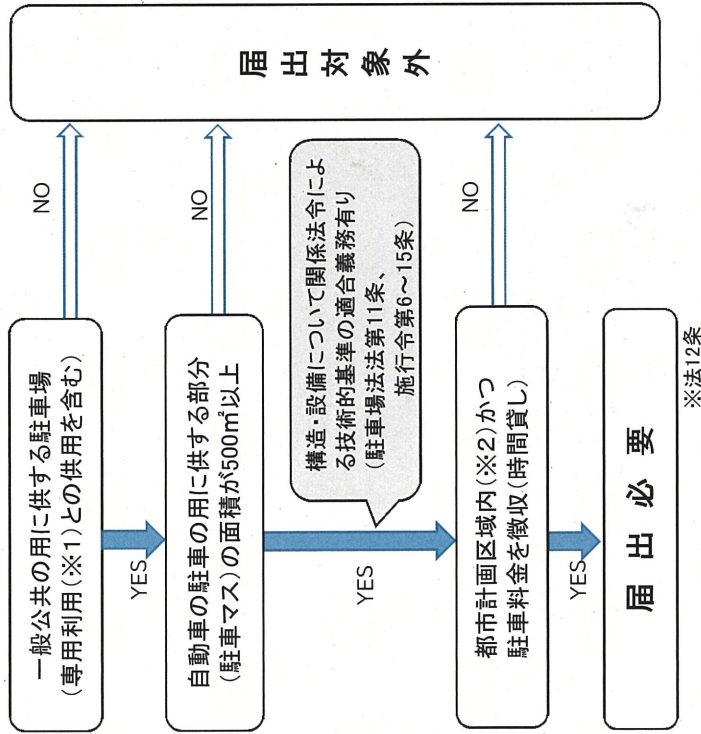


○届出判断フロー

路外駐車場及び特定路外駐車場の届出に該当する場合は、都市政策課へ届出が必要となります。
届出の際は、別途「届出フロー」をご確認ください。

1. 路外駐車場

(駐車場法に基づく届出)



- (※1) 専用利用とは月極及び自己利用(従業員専用等)のことです。
- (※2) 八戸市においては、南郷地区を除く市内全域が都市計画区域です。
- (※3) 届出の際、南郷地区については、第1号様式を使用し、都市計画区域内において届出路外駐車場(駐車場法12条)に該当する場合には、駐車場法に基づく届出に、第2号様式を添付してください。

その他、ご不明な点がございましたら、都市政策課へお問い合わせください。

2. 特定路外駐車場

(バリアフリー新法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)に基づく届出)

